

徳島県情報公開・個人情報保護審査会答申情第201号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

令和2年9月24日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「1. ○○○附近と県有地との境界確定に関するやりとりをした関係書類全部。2. ○○○附近の産パイ処理に係る経緯経過がわかる書類（R2. 8月21日から現在まで）県土整備部○○」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和2年10月7日、実施機関は、本件請求に係る公文書について、「○○における河川法違反行為の原状回復について（指示）」（以下「本件書類」という。）と特定し、本件公文書のうち条例第8条第1号及び第2号に該当する情報を非公開とする公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和2年10月27日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和5年7月26日、実施機関は、徳島県情報公開・個人情報保護審査会に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

県の枉法行為を確認したため。

2 審査請求の理由

あるべき書類で配達した証明した書類等がない。又、割印等がない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおり

である。

本件請求において、審査請求人が公開を求めている公文書に対し、所属が保管している文書は次のとおりである。

令和〇年〇月〇日に指示した文書である「〇〇における河川法違反行為の原状回復について（指示）」であり、行為の内容が廃棄物の投棄等とあったため、実施機関は請求に対する対象公文書と特定した。

対象公文書は、河川法第77条第1項「河川管理者は、河川法に違反している者に対し、是正するために必要な措置をとるべき旨を指示する権限を行わせることができる」による違反行為に対して原状回復に着手することを指示する指示書である。

特定した書類のうち、関係書類に含まれる法人の名称、代表者名及び住所については、公にすることにより法人が不利益を受けるおそれがあり、個人の氏名、住所及び施設の名称については個人に関する情報であって、個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第8条第1号及び第2号に該当する情報については非公開とし、その他の情報は公開した。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内容
令和5年 7月26日	諮問
令和7年 5月29日 第2部会（第23回）	審議
同 年 6月24日 第2部会（第24回）	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件事案の対象公文書について

実施機関は、本件請求に係る公文書を本件書類と特定して本件処分を行っている。これに対して、審査請求人は、あるべき書類がないと主張しており、実施機関が行った公文書の特定を争っているものと解されることから、以下、本件請求に係る公文書の特定の妥当性（審査請求人がその存在を主張する公文書の保有の有無）について検討する。

2 本件請求に係る公文書の特定の妥当性について

実施機関の公文書の特定に対し、審査請求人は、配達した証明した書類等の存在を

主張する。

当該書類等は、郵便物が配達されたという事実を証明する郵便局の書留・特定記録郵便物等受領証（以下「受領証」という。）を指していると考えられる。郵便局は、郵便追跡サービスとして、受領証に記載されたお問合せ番号により、個別に配達状況を検索できるものを提供している。

しかし、同サービスにより追跡を行える期間は約100日間とされており、送付した郵便物が配達されたことを確認した後は、保存する必要性がなくなること、及び実施機関において、送付した公文書の決裁書類とともに受領証を保存する取扱いが、必ずしも行われているわけではないことから、受領証は、郵便物が配達されたことを確認した後に廃棄されたとしても不自然ではない。

このような受領証の性質や実施機関における取扱いに加え、他に受領証の存在をうかがわせる事情は存在しないことからすれば、実施機関において令和〇年〇月〇日付け「〇〇における河川法違反行為の原状回復について（指示）」の送付に係る受領証を保有しているとは認められず、実施機関が本件請求に係る公文書を特定したことは、妥当である。

3 非公開情報である条例第8条第1号及び第2号の該当性について

当審査会において、本件請求に係る公文書を見分したところ、本件処分において実施機関が非公開とした部分は、いずれも条例第8条第1号又は第2号に掲げる非公開情報に該当するものと認められるから、これらの部分を非公開とする実施機関の説明に、不合理な点は認められない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿

(50音順)

氏名	職業等	備考
綾野 隆文	弁護士	
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	部会長
谷 風雲	弁護士	
榘本 久実	税理士	